

地域福祉推進のための 市町村社会福祉協議会への 相談支援アドバイザー派遣のご案内

徳島県社会福祉協議会では、地域福祉の推進に取り組む「県内の市町村社会福祉協議会」を対象に、生活のしづらさを抱える地域住民への適切な相談支援活動を行うため、対応が困難な事例等に係る「専門的見地からの助言や、必要な情報の提供」などによる相談支援を行うアドバイザーを派遣します。

相談内容

- 権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談・家計相談）
- 生活福祉資金貸付事業
- 地域福祉の推進

派遣申請者

- 徳島県内の市町村社会福祉協議会
- 各市町村社会福祉協議会で、原則として、当該年度内に3回までご利用できます。

派遣アドバイザー

- 「社会福祉士」、「弁護士」、「司法書士」、「ファイナンシャルプランナー」、「学識経験者」

費用

- 徳島県社会福祉協議会が、アドバイザーへの報酬及び旅費を負担します。

申込方法

- 「申請書」（当事業実施要綱「様式1」）に必要事項を記載のうえ、徳島県社会福祉協議会地域福祉課まで、郵送又はFAXにより、ご提出ください。受領確認後、担当者の方にご連絡いたします。

お問い合わせ・お申込先

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 地域福祉課

〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階

TEL：088-654-4461 FAX：088-654-9250